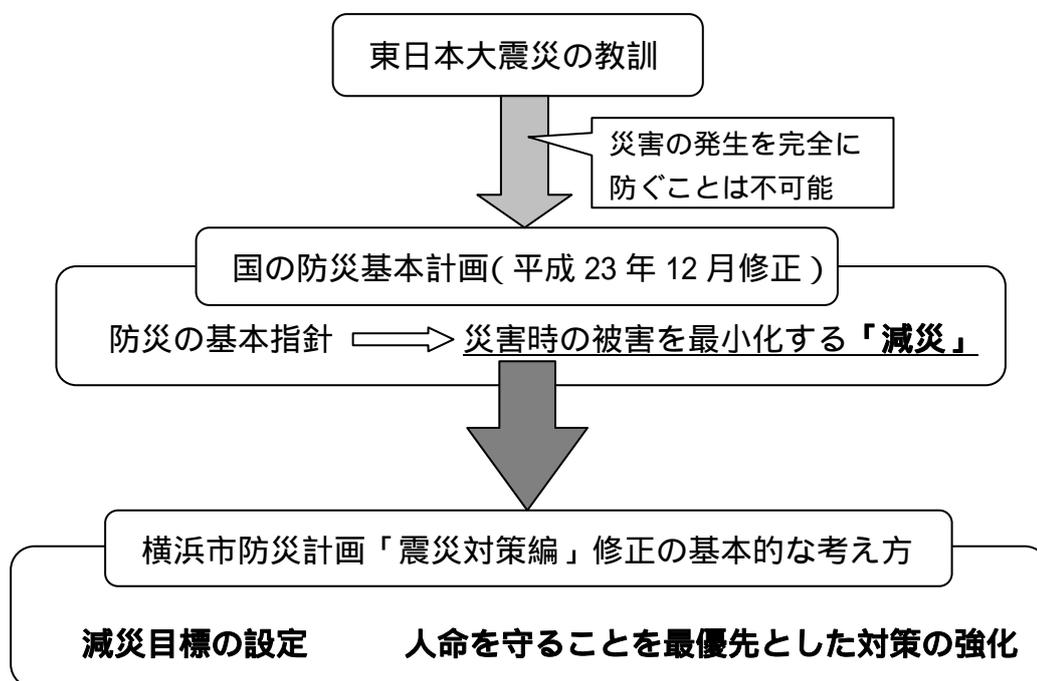


横浜市防災計画「震災対策編」の見直し（方向性）について

1 修正の基本的な考え方

広域に渡り多くの人命が奪われるなど甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の教訓を踏まえ、国の「防災基本計画」の中に防災の基本方針として新たに「減災」の考え方が規定されました。そこで、より一層の被害の軽減を目指す「減災」に向けた取り組みを強化するとともに、人命を守ることを最優先とした対策を進めるため、平成 23 年、24 年度の 2 か年で横浜市防災計画「震災対策編」の全面的な修正を実施します。



2 主な修正事項

(1) 地震被害想定の見直しについて

国の「防災基本計画」の修正では、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、対策を推進する」ことが規定されました。そこで、地震被害想定について、専門家の意見を参考にしながら抜本的な見直しを行い、計画の修正に反映します。

23年度はこのうち被害予測に必要な想定地震の検討や地形・地質などの分析を行い、地震による揺れの状況を調べ、24年度は23年度の成果をもとに、人的・物的被害の予測などを行います。

(2) 平成23年度の実施施策の反映

平成23年度に実施した様々な応急対策などのうち、市民の生命を守り、円滑な被災者支援を実施するために早急に取り組むべき点について、対策を検討し、施策を推進した「津波避難対策」、「帰宅困難者対策」及び「地域防災拠点等での備蓄品の充実」などを計画に反映します。

【防災計画に反映する平成 23 年度の取組事項】

津波避難対策

避難ガイドライン策定
 県の慶長型地震での津波浸水予測の成案にあわせて修正ガイドラインを
 発表
 津波避難施設の指定
 街中への海拔標示
 津波避難情報板設置
 緊急速報メールの導入
 津波警報伝達システムの
 整備

帰宅困難者対策

一時滞在施設の指定
 物資の備蓄
 一時滞在施設等への備蓄
 の推進
 食料・水・トイレパック・
 アルミブランケット等の
 備蓄の充実
 事業所での留め置き
 の推進
 鉄道事業者等との連携強化
 区ごとに協議会等を設置

防災拠点等の備蓄品の充実 帰宅困難者用備蓄と備蓄庫 の設置

備蓄品目・数量の見直し
 ・主食の一部を食べやすい
 保存パンへ変更すると
 ともに、高齢者や乳幼児用
 の主食を増量
 ・停電、燃料不足、女性の
 安全な避難生活対策用の
 備蓄物資の購入

LED ランタン
 ガス式発電機
 簡易テント

(3) 修正の視点

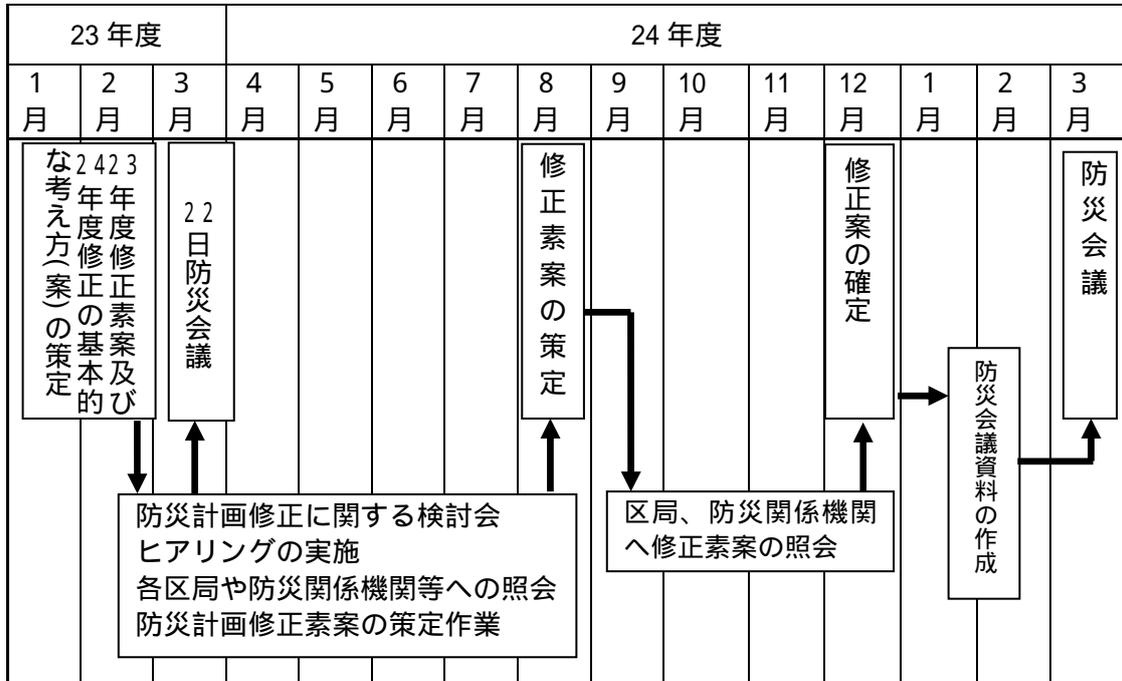
国の中央防災会議での「防災基本計画」の修正及び応急対策や被災地支援などの教訓を踏まえ、次の五つを修正の視点として、防災計画を修正します。

修正の視点	主な修正項目
減災に向けた対策の推進	減災目標の設定 減災目標の達成に向けた取組強化 津波からの警戒避難体制の強化
自助・共助体制の強化	減災に向けた自助・共助に関する市民の 基本指針を新たに規定 地域防災拠点の運営体制の見直し 任意に設置された避難所対応の規定 帰宅困難者対策
情報受伝達体制の強化	複数の手段を活用した情報受伝達体制の 整備 IT 技術を活用した情報発信
被災者支援体制の強化	被害認定調査、り災証明発行体制の見直し 応急仮設住宅等の供給体制の見直し
予防・応急対策の充実・強化	被害想定結果に基づく事前対策強化 業務継続計画（BCP）を新たに規定 市・区災害対策本部の組織見直し 救援物資の円滑な供給体制の確立 遺体取扱に関する見直し

3 修正スケジュール等

平成23年度中に取り組んだ施策を計画に反映させることや、24年度の修正に向けた基本的な考え方を24年3月の防災会議に諮ります。

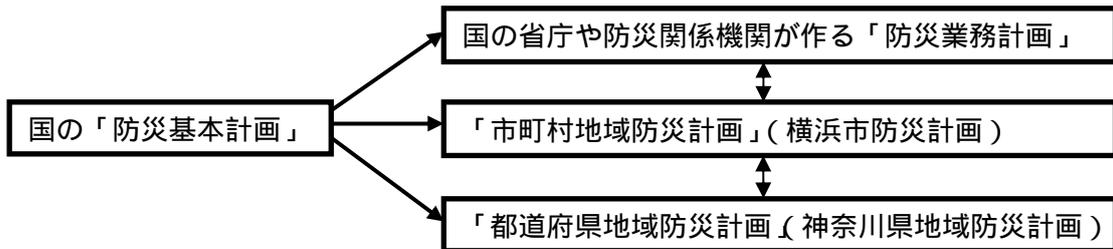
なお、24年度修正では、区局横断的な課題については、検討組織などの設置により、効率的な計画修正を進め、8月末までに修正素案を策定し、全体的な修正案を24年度末(25年3月)開催予定の防災会議で検討・審議し、25年4月に修正計画の運用を開始する予定です。



1 横浜市防災計画とは

市民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的に、災害対策基本法第42条を根拠として、国の防災基本計画に基づき、本市における災害に対処するため、自助・共助・公助などの災害予防計画や災害応急対策などについて、具体的な実施事項を定めた、市町村防災会議（横浜市防災会議）が作成又は修正する市町村地域防災計画です。

また、本計画は、毎年、検討を加え必要がある場合は修正することが義務付けられるとともに、省庁や防災関係機関などが作る「防災業務計画」や「都道府県地域防災計画」に抵触しないこととされています。

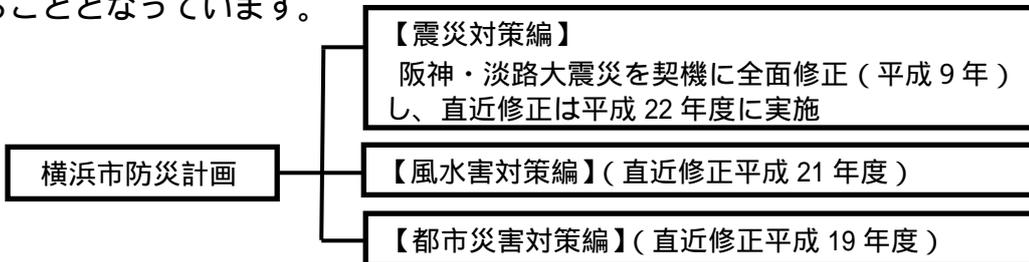


2 横浜市防災計画の構成等

(1) 横浜市防災計画の全体構成

横浜市防災計画は、「震災対策編」、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」の3編で構成されています。

また、本計画に基づき、区は地域特性を踏まえ区民の視点に立った「区別防災計画」を策定し、局は円滑な災害対応のため「細部計画」を策定することとなっています。



(2) 震災対策編の主な内容

各 部	主 な 内 容
1部 総則	本市に影響が懸念される地震とその地震による被害想定、本市及び防災関係機関等が震災に対して処理すべき業務の大綱等
2部 災害予防計画	震災の発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるために、本市及び防災関係機関等が行う災害予防事業及び市民、事業者等が日ごろから行うべき措置等
3部 応急対策	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、市・区災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制、措置等
4部 災害復旧と復興事業	被災者の生活支援や自立復興の促進など、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業等
5部 東海地震事前対応計画	東海地震に関連する情報が発せられた場合に、本市、防災関係機関、市民、事業者がとるべき措置等 ただし、発災後は、応急対策の定めるところによる。
6部 災害応援計画	他都市において震災が発生した場合、被災市町村に対する迅速かつ適切な災害応援のために、本市がとるべき措置等